

令和5年度第1回静岡県障害者施策推進協議会
令和5年度第1回静岡県障害者差別解消支援協議会
会議録（合同開催）

令和5年8月9日(水)

障害者働く幸せ創出センター会議室

午後1時23分開会

○市川障害者政策課課長代理 それでは、委員の先生方皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和5年度第1回静岡県障害者施策推進協議会及び第1回静岡県障害者差別解消支援協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日の進行を務めます障害者政策課の市川でございます。よろしくお願いいたします。

本日の協議会は公開で開催いたします。傍聴を希望される方は定員5名まで入室可能となっております。また、協議会終了後、議事録を県障害者政策課のホームページ上に掲載させていただきますので、ご承知おきくださいませ。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、静岡県健康福祉部障害者支援局長の石田からご挨拶申し上げます。

○石田障害者支援局長 皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました、県の障害者支援局長の石田でございます。

本日は、皆様ご多忙のところ、本協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

また、新たに委員にご就任いただいた皆様には、改めましてよろしくお願いいたします。

さて、障害のある方を取り巻く状況といたしましては、今年は3年に一度の、障害福祉計画、障害児福祉計画の更新の年度であります。令和6年度からの計画を本年度中に

策定するということになりますけれども、先般示されました国の基本指針では、重度障害者等への支援に係る記載の拡充などが盛り込まれているところでもあります。

また、令和6年4月には、改正障害者差別解消法が施行され、これまで努力義務でありました民間事業者による合理的配慮の提供が義務化され、これに伴いまして県条例の改正を予定しているところでもあります。

本日は、この障害者差別解消に関する条例改正につきまして皆様にご協議いただきますほか、「ふじのくに障害者しあわせプラン」の進捗や、障害のある方の工賃向上に向けた民間事業者の取組促進、それから医療的ケア児等支援センターの運営状況などについてもご報告をさせていただきます。

2つの協議会で、非常に多岐にわたる議事内容となっておりますが、委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご提案をいただきますようお願いを申し上げます。

簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○市川障害者政策課課長代理 本日は、施策推進協議会12人、差別解消支援協議会13人の委員の方にご出席いただき、静岡県障害者施策推進協議会条例第4条第2項及び障害者差別解消条例施行規則第5条第2項に定める会議の開催条件を満たしておりますので、ご報告いたします。

なお、両会議の委員として、新たに、静岡県精神保健福祉会連合会の苦竹委員でございます。

○苦竹委員 私は、精神障害を持つ家族を抱える家族の会の苦竹と申します。こういう席は不慣れなものですから、どうぞよろしくお願いたします。

○市川障害者政策課課長代理 続きまして、静岡県難病団体連絡協議会の深沢委員でございます。

○深沢委員 静岡県難病団体連絡協議会副理事を務めております深沢貴子と申します。

私もこういった場は不慣れなものですから、知識とか経験等、まだまだ皆さんには及ばないところがありますけれども、勉強させていただきながらやっていきたいなと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○市川障害者政策課課長代理 また、静岡県障害者差別解消支援協議会の委員として、静岡県人権同和対策室長の梗田委員、静岡県障害者支援局長の石田委員につきましては、

今年度より新たに委員として就任をいただいております。

また、立花委員、松永委員、三浦委員、山本委員におかれましては、本日はWebによる参加。小倉委員はご欠席。加えて、お手元の資料では、西尾委員、粂田委員、小林委員は出席となっておりますが、本日急遽欠席となっております。

そのほか、幹事、事務局職員につきましては、お手元の名簿、座席表にて紹介に代えさせていただきます。

なお、議事に入る前に1点お願いでございますが、各委員によるご審議の都合上、ご発言の際はお名前をおっしゃってから発言をいただくよう、委員の皆様には何とぞお願い申し上げます。

それでは議事に入ってまいります。

以降の議事進行につきましては、増田会長にお願いいたします。増田会長、よろしくお願いいたします。

○増田会長　こんにちは。少し天候が不順でございますけれども、ご参集くださいましてありがとうございます。

第9波と呼んでいいのかどうか分かりませんが、コロナが再び広がっているという県からの注意も流れておりました。学生たちが感染しないようにという最善の配慮をしているんですが、なかなか厳しい状況が続いております。

障害者福祉とは直接的には関わりませんが、このところ「福祉系の人材が足りない」「不足している」といったご相談を、あちらこちらから受けるようになりました。今に始まったことではないのですが、先般、福祉系の大学の学長が北から南まで集まるネット会議がございました。その会議の席上で各大学が報告したことによれば、実は大手の大学も老舗の大学も含めて、軒並み定員割れを起こしています。いわば福祉を志す市場が急速に縮んでいるといった報告がなされて、各大学とも何とも言葉にならないような緊張感がございました。

少なくとも、俗には「景気がよくなると福祉は後退する」というふうに言われるんですが、決して景気はよくない中でも、福祉の人材が確保できなければ、高齢、障害ともに、あるいは子供とて、それを支える担い手がどんどんと後れていくというか減少していくということになります。こうした傾向が一体どのような原因、背景を持つのか、各大学、いろいろと意見交換がなされましたが、本日はそのあたりをお話しすることはできません。

でも、福祉や、さらには医療も含めて、どのようにすれば「若い人たちにとって魅力ある職場、魅力ある仕事である」「専門職である」というメッセージが伝わっていくのか。これは本当に喫緊の課題なんだなということを、その場でも共有いたしました。支え手なしに福祉はあり得ませんので、ぜひにそのあたり、今後とも皆様方から、ご助言、ご叱正くださればと願っております。

本日は、差別解消条例の改正等、重要な案件が控えております。活発なご議論をくださいますように、よろしくお願いいたします。

では、早速でございますけれども、これからの議事が円滑に進みますように、皆様のご協力、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

まずは1つ目、協議事項となりますが、「静岡県障害者差別解消条例の改正について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○増井障害者政策課長 事務局の障害者政策課課長の増井と申します。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、協議事項でございます「静岡県障害者差別解消条例の改正について」をご説明いたします。これ以降、着座にて失礼させていただきます。

お手元の資料の1ページにあります、資料1、「静岡県障害者差別解消条例の改正について」をごらんください。

今年度から委員にご就任された方もいらっしゃいますので、まずは障害者差別解消法の概要についてご説明いたします。

平成28年に、行政機関や民間事業者による障害のある方に対する差別的な対応をなくすため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる「障害者差別解消法」が施行されました。法では、合理的配慮の提供について、行政機関に対しては法的義務とされましたが、民間事業者に対しては、この概念がまだ浸透していないということとを理由に、3年後の見直し規定を定めて努力義務にとどめられておりました。令和3年6月4日に法が改正され、民間事業者の合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へと変更され、令和6年4月1日に施行されることとなりました。今回の法改正では、今ご説明いたしました民間事業者による合理的配慮の提供の義務化を含め、4点を改正しております。

なお、法律に合わせて制定した本県の障害者差別解消条例に関しましても、今回の法改正に合わせて改正を予定しております。

少々ページが飛びますけれども、資料4ページをごらんください。

こちらは、改正法の施行時に内閣府より示された法改正の概要になります。

1点目は、改正法第3条第2項に、国及び地方公共団体との連携協力の責務に関する内容が追加されております。

2点目。先ほどもご説明いたしました民間事業者による合理的配慮の提供について、努力義務から法的な義務化へと改められております。

3点目ですけれども、差別解消のための支援措置の強化として、国及び地方公共団体が差別に関する相談の対応をする人材の育成と確保のための措置を取るよう明記されております。

4点目。同じく差別解消の支援措置の強化として、地方公共団体は、差別解消の取組に関する情報収集、整理及び提供に努めるものとされました。

以上4点が法改正の主な内容となります。

なお、改正法の施行期日につきましては、令和5年3月17日付け政令第60号において令和6年4月1日とされました。

またお手数ですけれども、資料1ページのほうにお戻りください。

3の「スケジュール」になりますけれども、先ほどご説明いたしました法改正の内容や、令和3年度に実施した関係福祉団体の皆様との意見交換の際にいただいた条例に関するご意見を基に改正案を作成し、この改正案に対する団体ヒアリングを9月に行ないます。対象となる団体様は、資料3ページに記載のある41団体となります。現在、これらの団体様にヒアリングのご案内文を送付したところでございます。ご希望のあった団体様に、書面、対面による意見の聴取を行なう予定でございます。

このヒアリングの内容等を踏まえた改正案を作成し、11月に開催予定の障害者差別解消支援協議会、本協議会で、最終案に対しご審議をいただければと思っております。

今回委員の皆様には、ご説明いたしました条例改正に向けたスケジュールに加え、法改正の内容に関し、県条例に反映させるかどうか、事務局が作成しました案に対してご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、具体的な内容になります。

資料5ページにあります資料1-2、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の改正について」というA3横の資料をごらんいただきたいと思います。

こちらが、今回の法改正の主な内容である4点について、事務局において、条例へど

う反映するか、またはしないかの判断と、その判断した理由を記載しました表になっております。

現在事務局では、法改正の4項目のうち、①にございますとおり、民間事業者による合理的配慮の提供を努力義務から法的義務へと改正することを予定しております。

続いてその下、②、国及び地方公共団体の連携に関する規定につきましては、現行の条例でも既に県と市町との連携について規定しておりまして、国との連携に関する規定は特にございませんけれども、国との連携につきましては法に基づいて取り組んでまいりますことから、条例の改正というものは予定しておりません。

続いて、③、人材の育成及び確保のための措置につきましても、②と同様、法に基づき取り組んでまいりたいと考えておりますので、条例の改正というものは予定しておりません。

最後に、④、情報の収集、整理及び提供に関する規定につきましては、条例により既に取り組んでいる表彰や県民会議が同等のものと考えられますので、現在取り組んでいる内容を充実させ、改正法の内容も踏まえ今後取り組んでまいりたいと考えておりますので、特段条例の改正というものは予定しておりません。

参考資料といたしまして、次の資料6ページに、他県で設定してある条例の改正の状況をまとめたものを添付しております。

事務局からの協議事項の説明は以上となります。委員の皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○増田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ご提案に基づきまして、条例の改正について、ご審議をお願いいたします。

ポイントは、努力義務の変更に伴う義務化ということであろうと思いますが、この法律には「事前的改善措置」だとか「建設的対話」といったような、差別解消法の中にこういった言葉が盛り込まれています。話題としては、合理的配慮の提供というのが最も大きな関心事でございますが、今県のほうでご説明くださいました4点について皆様方のご意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○岩瀬委員 身体障害者福祉会の岩瀬と申します。

私、関連しまして、この会議が3月24日に行なわれたときにWebで参加しておりまして、そのときに合理的配慮に関するアンケート調査を取りまとめた報告があったんですけども、Webだったものですから、ちょっと発言するタイミングを逸しまして、すみま

せん。今回ちょっと発言させていただきたいと思いますが、そのアンケートの内容が、257の企業、商店といいますか、店舗からの回答で、「娯楽・レジャー」が回答数が0と。それから「飲食・サービス」が回答数が1ということで非常に少なく、これは残念だったなと思うのと、合理的配慮に対して関心が薄いのかなと。あるいは、小さい零細の商店とかからしますと、人間的にも金銭的にも合理的配慮の推進が難しいのかなということも感じました。

それとあと、問11というところに「障害を理由とする差別の解消に向けた取組を実施するに当たり行政に期待することは何ですか」ということで、多かった回答が、「障害者差別解消法の啓発活動を行なっていただきたい」というのが122件と。それから「補助金等の経済的支援をお願いしたい」ということが181件で大変多かったんですね。

それに関連しまして、「ご意見を記入してください」という欄で、やはり「経済的支援は必要だ」と。「補助金の制度をつくってほしい」「経済的支援があるといい」というご意見が載っておりまして、そういうことから、私どもの団体も「助成金の制度をつくってほしい」ということは前にも発言したことがあるんですが、そこら辺の制度を、できればつくっていただければ合理的配慮の推進につながるのではないかなということ、発言させていただきました。

○増田会長 ありがとうございます。

大変大事なご指摘だろうと思います。「合理的配慮をしたくてもできないような環境があるのかもしれない。そうしたところに、しっかりと背中を押してくださるような制度がないだろうか」というご発言であったと思うんですが、これについてはいかがでしょう。

○池谷会長代理 静岡県知的障害者福祉協会の池谷と申します。

4ページの3の(3)に情報収集というのがあるんですが、何かそういう「合理的配慮をしてほしい」といって業者と本人さんたちが話したもので、相談を受けた件数が後のほうの資料に出ていましたっけね。そういうことで情報収集ができているという形なんです、情報収集の在り方ということで相談を受けた件数が出てくるという形になるんですかね。

今話が出ました補助金要綱とかそういうのがあると本当にいいなと私も思っています。それで、そういう意見とかというのは、いろんな事業者と本人さんたちでやり取りをされている。それが、どういう形で情報が得られるのか。補助金要綱みたいなのがあ

ると、「こういう助成金があるよ」ということになってきて、その申請を出すと、「こういう問題があったから、こういう補助金申請をしているんだよ」ということで、また別の視点から情報を得られやすいんじゃないかなという観点からも、この補助要綱みたいなものがあるといいんじゃないかなという感じはいたしました。

以上です。

○増田会長

では、育成会の山本様。関連して、合理的配慮の義務化に対する支援、助成といったようなことについてはいかがでしょうか。

○山本委員

こんにちは。お世話になっています。

助成があって環境を整えていけるというのであれば、ぜひともそういうところを記載していただけるとありがたいかなと思うのですが、実際に私たち利用者側が「何に対してこうだから、じゃ、助成金を」という話というのが耳に入ってこなかったりもするので、もっとそのところからわかるようにしていただければと思います。

今日来る前に、少し、いろいろなことで相談支援専門員さんと話をしたのですが、上のほうではいろいろなことをたくさんやっていただいているのですが、本当にそこは感謝なのですが、その情報が下に下りてこないというか、当事者、我々のほうにそういう頑張っていることが下りてきていないなというのを少し感じたところがあります。

でも、環境を整えるというのはとても大事なことなので、それが県としてやっていただければ、是非、行っていただければありがたいかなと思います。

○増田会長

池谷様のご発言にもございました、情報の普遍化といいたまいますか、拡充というの、ある意味では大変大事なポイントの1つというふうに伺いました。

立花先生、いかがでしょうか。合理的配慮の義務化についてのご発言をお願いできればと思いますが。

○立花委員

もちろん障害者差別解消法そのものが合理的配慮を義務化しているわけですから、静岡県の条例として、そこで国のものと齟齬があるというのは非常にまずいと思うから、基本的に考えると、合理的配慮を義務化するというのは僕とすれば当然であろうと思いますし、それは全国的な障害者団体を見ても、「民間事業者に対して合理的配慮を義務化してほしい」という意見はあったわけですから、それはもっともだと思います。

ただ、本当に合理的配慮を義務化したときに、それに見合った取組がなされるか、あるいはしっかりと民間事業者からそれらが提供されるかというのは非常に大きな疑問があるところなんですね。今回いただいた資料に、相談の実績であるとかがありましたよね。その相談窓口に寄せられた内容の中で、行政に対しての「合理的配慮が不提供であった」とか、あるいは「差別的な取扱いをされた」というような意見が3件、4件と、これは最も多いわけですね。つまり、県の条例として義務化したとしても、行政そのものが先に義務化になっているにもかかわらずこういう実態があるというのは非常にまずいなと。だから、そういった意味では、各行政に対してもしっかりとまず指導というのをやる。あるいはこの実績に対する確認をしっかりとしておかないと、民間に対する示しが見つからないんじゃないのかなという危惧はしているところです。

今皆さんの意見にあった助成金等についてというのは、もちろんこれは考える余地はあるかなと。ただ、それを条例に載っけるかどうかというのは別の問題じゃないのかなという思いはします。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。

課題整理をしていただいたようにも思いますが、大事な案件ですので、いま少し皆様方からご意見をいただければと思いますが、深沢様、いかがでしょうか。

○深沢委員 静岡県難連、深沢です。

私自身は難病患者当事者なんですけれども、先ほどおっしゃったように、当事者がこういったことを知る機会がないと、いくらこういったいいお話を進めていただいても広まっていけないのかなと思いますし、こういう条例を変えて義務化したところで、当事者が相談できるような環境が整わないとやはり難しいのかなと思いますので、双方で知るためにはどうしたらいいかということを考えていったらいいのかなというふうに思います。

○増田会長 大事なご指摘なんです。まさに当事者が学んでこそその合理的配慮ですので、その点、今ご指摘をいただきました。

小笠病院の三浦先生は、この件についてどのようにお考えでしょうか。

○三浦委員 ご指名ありがとうございます。

やはりいろいろ違う目で見られてしまう方が多いですので、このように記していただけるのは非常によろしいんじゃないかと感じております。

とりあえず以上でございます。

○増田会長 ありがとうございます。

急にまた振るようで恐縮なんです、篠原様はいかがでしょう。

○篠原委員 静岡県自閉症協会の篠原です。

いろいろ補助金とかそういうお金の関係は、出していただくのはとてもいいことだと思うんですが、自閉症協会としては、合理的配慮の仕方というんですかね。民間事業者がどのような配慮をしたらいいか、多分一番迷うような障害なのかなと思うんです。これは本当に福祉の事業所もしかりなんです、どういうことをするのが合理的配慮なのかということの説明というんですかね。以前もこういう発言をさせていただいたんですけども、その辺のことをちょっとやっていただくと、すごくありがたいなと思います。

○増田会長 ありがとうございます。苦竹様はいかがでしょう。

○苦竹委員 そうですね。やはり精神障害者というのは、一見何でもないように見える方もいらっしゃるんですけども、本当に一人一人がみんな苦手なことが違うものですから、皆一緒に同じようにやるというわけにもいかないんじゃないのかなと思って、大変難しい障害だなと思っています。ちょっといろいろ難しいことは分からないですけど、少しでも皆さんに理解してもらえたらいいなと、いつもそう思っています。

○三輪委員 静岡県作業所連合会・わの三輪と申します。よろしく願いいたします。

この合理的配慮は、令和3年度の時にもヒアリングが少しあったかと思います。それを基にこれから進めていくんですが、今お話があったように、当事者たちに分かりやすい——条例もそうですし、誰のためかといったら、やっぱり当事者たちが自分の困っていることを合理的配慮をしていってもらうことが一番の目的になると思いますので、そういったところが、もう少しルビを振るなり、分かりやすい図式化といったものは、ぜひこれからまた取り入れていただきたいなというふうに思っています。

それから、やはり環境の整備というのが、私たちは事業所のほうの福祉団体になりますので、いろいろな方々をお預かりさせていただいています。そういった中で、合理的配慮を、事業所も含めて民間の方々も今すごく努力はしていただいているんですが、やはりさっきおっしゃったように、何をどうすると合理的配慮につながるのかということと、あと補助金の問題も、もちろんないよりはあったほうがいいと思いますが、インフォーマル的な合理的配慮が、どういうものが具体的にあるかといったことも——そうい

った関係性。それがやっぱり共生社会にもつながっていくと思います。もう1点最後に、今、各市町によってちょっと違うのかもしれませんが、障害者のしおりが出ているかと思うんです。そのしおりが、やはり当事者から要望が出ないとそれをうまく活用ができない。そうではなくて、こういうしおりがある中で、そのしおりをどう活用できるかといったところで、行政サイドや相談窓口がパイプ役をやるような体制の環境というのは、やはり今切に必要であるのではないかというふうに団体としても考えていますので、そのあたりもぜひ考慮に入れて、このヒアリングに臨んでいただいて、反映されるとうれしいです。

○増田会長 ありがとうございます。

たくさんのご意見をいただくことができたように思います。

1点は、合理的配慮の考え方、コンセプトそのものが、まだ十分に、行政の中ですら浸透していないのではないか。このあたりを、どれだけしっかりと今回の改正に伴って伝えることができるか。

2つ目は、そのための情報の共有化。当事者、支援者、行政、あるいは市民そのものに対しても、こういった情報の提供、啓発・啓蒙をどこまでできるだろうかといったようなご指摘もあったと思います。

3点目は、もちろん当事者の方々に理解されてこそ、自分たちの権利がそういったところでも保障されていくという安心・安全が得られるのではないかというご指摘であったと思います。

そういう意味では、今最後に「ルビを振ってでもいいので」とおっしゃった、それはとても象徴的な言い方だと思います。「合理的配慮」という言葉が持っている難しさ。そこにルビを振ってでもいいので、分かりやすい提供の仕方があるのではないかと。

例えば、精神の方々のこういった職場での在り方。どういう配慮が可能なのか。それ以外の障害もそうなんですけれども、目には見えませんが、目には見えないような配慮を、どこまで私どもがしっかりとした気づき、認識として持つことができるか。このあたりのご指摘だろうというふうに思います。

そして、一番たくさんご意見がございました、助成等も含めた経済的な支援。これは一体これからどのように考えられていくのか。民間であればあるほど、こういった経済的な支援の在り方というのは根本的な問題につながっていくんだらうと思います。アメリカ障害者法ができたときも相当な混乱があったという情報がございます。1つの法が

改正されることがもたらしていくプラスとマイナスの影響をどこまでバランスよく制度化していくのかというのも大きなテーマかと思うんです。

思いつくままに4～5点だけ今整理をさせていただきました。石田様は、どんなふう
にこのあたりをお考えになりますでしょうか。

○石田障害者支援局長 いろいろご意見ありがとうございました。

ご指摘とおり、県が実施したアンケートでも、合理的配慮の認知度は低く、民間の事業者向けの合理的配慮の義務化を改めて周知していかなければいけないなと思っているところでもあります。

それから、合理的配慮は、障害のある方の求めに応じてというものですから、「当事者の方々にも合理的配慮をしっかり周知していかなければいけない」というご指摘は全くそのとおりだと思っています。そこを実際にどのような形でやっていくかということも、皆様からご意見いただければと思っています。

それから、助成金ですけれども、県も要望をいただいているところではありますが、法律に「過度な負担がない範囲で」とあるものですから、国でも助成を用意しておりません。その状況で県が助成制度を創設するのは難しいと考えておりますが、課題としては認識しております。

ありがとうございました。

○増田会長 本当にこれから適切な事例を根気よく積み上げていくような作業が求められていくんだろうと思います。

ただ、話題にはならなかったんですけど、この合理的配慮等の制度化を進めていけるような、市民等も含めた人材の育成というのが必要なのかなと思います。変な言い方ですけれども、様々な研修を通して、認知症のサポーター養成を広く市町を含めてやっていますけれども、こういったサポーターのような方々が広がっていけば1つの大きな力になるという意味では、特化した形よりも、むしろ広くこの合理的配慮、あるいは障害のある方々の権利保障といったようなところを考えていくようなサポーターの養成というのも、これから求められていくのかなと。この人材の育成というのがどんなイメージなのか少し議論があろうとは思いますが、ふとそんなことも思いました。

では、皆様方からたくさんのご意見をいただき、最後に石田様からもまとめをいただきました。ありがとうございました。委員の皆様方からご意見がおおむね出ましたところで、静岡県障害者差別解消条例について、今事務局よりお示しをいただいた案どおり

に進めることを皆様方からご承認をいただけるかどうかということですが、いかがでしょうか。特に異議がございませんので、今後、事務局案のとおりに進めさせていただきます。ありがとうございました。

事務局にあつては、今たくさんのご意見をいただきましたが、それをまたしっかり受け止めていただいて、実効性のあるものにしていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

続いて、次の報告事項に移りますけれども、「ふじのくに障害者しあわせプランの進捗について」。続きまして、「第7期静岡県障害福祉計画及び第3期静岡県障害児福祉計画の策定について」。続きまして、「障害のある人の工賃向上に向けた民間事業者の取組促進について」。以上、事務局からご説明をお願いいたします。

○増井障害者政策課長 事務局から、報告事項につきまして順次ご説明いたします。

まず最初に、お手元の資料7ページをごらんください。

資料2、「『ふじのくに障害者しあわせプラン』の進捗について」をご説明いたします。

やはり今回初めてご参加いただく委員の方もいらっしゃいますものですから、まずはプランの趣旨等をご説明させていただきます。

1、「計画の位置づけ」ですけれども、静岡県では、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができるよう、3つの計画を策定しております。

1つ目は障害者計画で、障害者基本法に基づき、基本理念や基本目標など、本県の障害者施策の基本的方向性を定めたものでございます。

2つ目及び3つ目は、障害福祉計画及び障害児福祉計画で、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づきまして、施策の目標の実現に向けた成果目標や活動指標というものを定めたものであり、実施計画としての位置づけとなっております。

この3つの計画を合わせて「ふじのくに障害者しあわせプラン」と総称しております。

2の「計画期間」をごらんください。

現在、障害者計画につきましては、第5次の計画が昨年度からスタートしております。障害福祉計画及び障害児福祉計画につきましては、現在それぞれ第6期及び第2期の計画期間中となっております。

続いて、資料の9ページをごらんください。

9ページには、資料2-2、第5次障害者計画の令和4年度の実績について記載して

ございます。

施策の柱、Ⅰ、「障害に対する理解と相互交流の促進」として、字が細かくて申し訳ございませんが、14の指標を記載してございます。

その下の表、Ⅱ、「地域における自立を支える体制づくり」として25の指標がございまして、10ページでは、Ⅲの「多様な障害に応じたきめ細かな支援」として13の指標の実績を示しております。10ページ下段にございますとおり、全部で52の項目がございまして、この項目の中には、毎年調査が行なわれないことによって数字が出ていない2項目を除いた50項目について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のあったもの等を除くほとんどの指標で、現状値よりも進捗している結果となっていることが確認できてございます。引き続き、進捗管理に努めて、目標達成に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料11ページをごらんください。

資料2-3、「第6期静岡県障害福祉計画及び第2期静岡県障害児福祉計画の進捗状況」のうち、令和4年度の実績についてでございます。

まず初めに、成果目標の1、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」についてでございます。

(1)の「施設入所者数の減少」につきましては、令和元年度末時点の3,401人から、令和5年度末は3,336人、65人の減少を目標としております。令和4年度末時点では3,379人で、22人の減少となっております。

(2)の「入所施設からの地域移行者数」につきましては、令和2年度からの4年間で累計206人を目標としており、令和4年度までの3年間の累計は166人となっております。

続いて、資料12ページをごらんください。

3の「地域生活支援拠点が有する機能の充実」でございます。

第6期計画におきましては、令和5年度末で22か所という目標に対して、令和4年度末で17か所となっており、県といたしましては、引き続き市町の設置について支援をしてまいります。

続きまして、4の「福祉施設から一般就労への移行等」についてでございます。

(1)「福祉施設から一般就労した人の数」につきましては、令和5年度の目標人数が724人であるところ、令和4年度の実績が460人となっております。

続いて、資料の15ページになります。

資料2-4、15ページから16ページまでは、これらの計画の活動指標ということで、サービスの量を示す指標となっております。時間の都合もありますので、本日は説明については省略させていただきますが、この実績等を各圏域に設置した自立支援協議会において共有し、サービス提供体制に係る課題を整理しつつ、今年度策定する次期障害福祉計画へ反映させてまいりたいと考えております。

次に、資料の17ページをお開きください。

資料3となります。「第7期静岡県障害福祉計画及び第3期静岡県障害児福祉計画の策定」について、ご説明させていただきます。

先ほどもご説明いたしました、本県では、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つの計画がございます。このうち、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき施策の目標の実現に向けた成果目標や活動指標を定める障害福祉計画及び障害児福祉計画につきまして、現在の第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画が令和5年度が計画最終年度となりますことから、本年度中に新たな計画を策定いたします。

下段の表には、計画策定における大まかなスケジュールをお示ししてございます。既に国から計画策定のガイドラインとなります基本指針が示され、6月14日には市町向けの説明会というものを開催したところでございます。今後、本年度中に3回の開催を予定しております本施策推進協議会等でご意見を伺いながら、パブリックコメントを経て、来年3月に策定・公表する予定でございます。

また、お手元の資料の18ページをごらんください。

18ページは、国の基本指針で示された成果指標及び活動指標をお示したものでございます。計画は、市町単位、圏域単位、県単位それぞれで作成いたしますが、基本的には市町の計画に記載される数値の積み上げが圏域の計画や県の計画に反映されることとなります。新たに設定された項目もございますが、的確な目標設定となりますよう、市町と連携しながら計画を策定してまいりたいと考えております。

続いて、お手元の資料の19ページをごらんください。

資料4、「障害のある人の工賃向上に向けた民間事業者の取組促進」についてご説明いたします。

県では、障害福祉サービス事業所で働く人の工賃向上を目的とし、「ふじのくに福産品」等の継続的・安定的な売上げ確保を図るため、販売会の実施やセット商品の受託販

売などの「一人一品運動」の展開や、農業分野への参入を促す農福連携支援等により工賃向上に取り組んでおりますが、令和3年度の県平均工賃月額が1万6,468円にとどまり、障害者年金と合わせても障害のある方が自立できる水準には至っていないのが現状でございます。

3にありますとおり、福産品という性質上、小規模な事業所では、大量生産ができないなどの理由からスーパーなどに安定供給ができず、一般の消費者を対象としたイベント等での販売に頼らざるを得ない状況であり、安定的・継続的な売上げ確保が課題となっております。

そこで、4の「R5の取組」にありますとおり、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の実現を目指し、福産品の年間購入額と役務の年間発注額の合計が30万円以上である民間事業者に対し、申請の上で認定証を交付し、事業者名をホームページ等で公表するほか、県の入札で優遇できる「ふじのくに福産品SDGsパートナー認定制度」を本年度創設することで、民間事業者による購入を促進し、安定的・継続的な売上げが見込める仕組みというものをつくりたいと考えております。

また、令和元年度から開始した、「ふじのくに福産品一人一品運動協力隊」と銘打った、県職員有志を対象とした福産品の詰め合わせセット商品の注文販売を、令和4年度からは県と包括連携協定を結んでいただいている企業様を中心に参加を募っておりますが、さきにご説明した認定制度と併せて、本年度も引き続き参加を依頼してまいります。

5に、そのスケジュールをお示ししております。認定制度につきましては、8月1日から専用サイトを立ち上げて、併せて本年度の申請を9月末まで受け付け、11月に初回の認定・公表を行ないたいと考えております。

また、協力隊につきましては、今月を目途に福産品の詰め合わせセット商品の注文販売の申込み受付を開始する予定でございます。

最初の3件につきましてはの説明は以上でございます。

○増田会長 それでは、今ご説明をいただきました報告3件について、皆様方からご意見を賜りたいと思います。お気づきの点があればランダムにご質問、ご意見をくださればと思いますが、いかがでしょうか。

○大石委員 2、3、感想も含めてなんですけれども、16ページのところにありますように、児童発達支援、それから放課後等デイサービスはすごい勢いで広がってきたなという印象を持っているんですが、国のほうでも指摘されているように「質の問題はどうな

んだ」ということで、かなり民間事業者が参入されてきているんです。その辺、これまででは量の問題がすごく課題だったと思うんですけども、質の問題を、この新しい計画の中で何か盛り込んでいくような形がとれるのか。なかなか評価基準というのも難しいと思うんですけども、何かそこは非常に気になっております。

それから、その下の保育所等訪問支援も少しずつ拡大してきていると思うんですけども、インクルーシブな保育等をこれから進めていただくためには、保育所等訪問支援は非常に鍵になっていく事業だと思っているんです。ただ、これは2～3年目の職員がやれるような仕事ではないんですね。恐らく10年、15年経験したような職員、あるいは心理職なんかは保育園や幼稚園等を訪問して支援をしていくということですので、この人材養成であったりとか研修であったりとか、そういったことがもし県独自で動きが出ていくと、非常に将来的に大事な仕事になってくるんじゃないかなと思っています。もしご検討いただければありがたいなというふうに思っています。

あと、18ページの国の基本指針のところ、市町村レベルでの強度行動障害の問題、それから障害児入所施設の移行に係る協議の場の設置ということで、昨年ぐらいから国のほうで示されてきた内容が具体的に動き出すということで、この辺は期待をしていきたいなと思っています。

○増田会長 志太榛原の地域で、放デイの事業者さんたちに対するアンケート調査を丹念におやりになって、情報共有、研修をおやりになっている前例があるんですけども、その報告を読んでいますと、結果としてかなり質につながっていると思っています。このあたりの質の向上をどうやって担保するかというご指摘。それは多分、その後の2つ目の保育所に関わる人材のご指摘もそれにつながっているんだろうというふうにも思います。

こういった計画の中で気になるのは、地域移行、地域定着といった場合に、数字では何十、何百という数が出てくるんですけど、実は障害児者の方々の課題というのは、地域移行した後に様々な課題を抱えてドロップアウトするということも決して少なくないんだろうなと。そういった場合に、数字の上では地域移行したということになっても、結果として地域の中で新たな課題を抱えていくといったケースはまれではなかろうと思うんです。

そうすると、計画の質というものも含めて、これをどう考えていくのか。一つ一つの事業の質もそうなんですけど、計画全体の中で実態に合わせた質の担保をどう考えるか

というあたりは、今ご指摘のことともつながってくるのかなと思うんです。これについては何かご意見等がございませんでしょうか。

○池谷会長代理 すみません。いつも入所の話しかしないので今回は避けようかなと思っているんですけど、ただ1点、これは今こういうふうになっちゃうのかなという気がするのは、「高松市の障害者支援施設が、『人員不足を理由に利用者の4分の1近い11人の契約を解除せざるを得ない』と8月に保護者会に通知しました」という記事があったんですね。ここの施設は何か、パワハラがあったから、職員が6月に2人、7月に10人辞めちゃったということで今言ったような状況になったみたいなんです。ただ、このハラスメントって結構今浸透してきていて、行政もいろんなタイプのところがあるし、私たち民間事業所もそうなんですけれども、結構強く言っちゃったりなんかすると、それはもうハラスメントということと言われてしまので、意外とこっちは強く言えないみたいなのが今、何かしらあるんですね。そういう中で、ちょっとここは強く——何が具体的にあったのか分かりませんが、こういう話になってしまったと。ただ、これからこれが全国に蔓延してくるのかなという戦々恐々たる思いで、この記事を昨日見させてもらったんですね。

そうしたら、今日の静岡新聞でしたか、タクシーの運転手が少なくなったとか観光バスの運転手がいなくて、本当に至るところで人材難が言われていますよね。こないだのときも言ったんですけど、本当に労働力をここの部署に集中してもらわないと困るなど。そんな感じで見てみると、新幹線の車内販売がなくなって、その労働力がちょっと浮いたかなみたいには思っちゃうんですけども。

ということで、本当にこれから求人難がますます拍車がかかって困るなどというのがあって、今言ったようなことが現実に静岡県でも起きないとも限らないので、この辺の手を早めに打っていただきたいなというふうに思います。

それと、ほかのところでは、10ページの48番の「発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数」というのがありますが、57.6%ということで、これは具体的には何を指しているのかなと。強行研修のことを言っているんですかね。ちょっと分からなかったのでお尋ねしたいなということと、12ページの3の「地域生活支援拠点の有する機能の充実」ということで、拠点数が第6期で17ということになっているんですけど、数の問題じゃなくて、やっぱり中身かなという気がしているんですね。

それで、こないだ拠点のことについても少し話題が出たんですけども、そのときも

言ったと思うんですが、例えばショートステイなんかも、本当に強度行動障害のあるようなタイプの人を、入所施設で「じゃ、ショートステイで預かりますよ」ということはなかなか簡単には言えないんですよ。ほかの利用者さんへの影響も大きいと。これを「いつでもどんなときでも受入れができますよ」というふうにしていくためには、従来既存的に入所施設を使っている人と空間が違うような場所をつくっていかねばならないんじゃないかなというふうに思っているんですが、そうするとまた人材の問題が出てきちゃうんですよ。大体今入所施設で50人定員だと、夜間は2人ですよ。男1、女1の職員が、大体50人の定員の利用者さんを見ているんですよ。そこに強度行動障害の人がぽんと1人ショートステイで入ってくると、もう全然安全とか安定的な対応はちょっとできにくいということで、そういう別の空間というのをつくっていかなくゃいけないんじゃないかなというふうに思ったりします。

○増田会長 ありがとうございます。

48番については後ほどお答えくださればと思います。と同時に、今いろいろとご意見等をいただいておりますが、それも後ほどまとめて関連する部局のほうからご説明くださればと思います。

三輪様は、工賃向上については何かご意見ございませんか。

○三輪委員 作業所連合会・わの三輪と申します。お願いいたします。

工賃向上のお話は、確かに、コロナ禍でIT化をしたりとか、今販路拡大をしているんですが、それに上手に乗れなかったり、そのノウハウがなかったりといったことで、この文の中にあつたかと思うんですが、ちょっと前後して申し訳ないんですが、今のこの進捗状況の表の中を見ても、やっぱり求められることがとてもたくさんあるのではないかなと思います。

あと、福祉就労から一般就労へ。B型であろうとA型であろうと、力のある方はやっぱり就労に向けていきます。それには、地域の自立、本人の自立ということを考えたときに、生活の保障といったところをしていく中で、やっぱり就職をさせていく。それから、その中で少しでも多くの工賃をとるというふうなことを考えていく。その中で、利用される方がだんだん重度化をしてきているといった中で、工賃向上、福祉就労というふうな考え方に課題が少しあるのかなと正直思っています。

もちろん、実際に相談をやっていると、1万や1万5,000円ではグループホームの中では生活が成り立っていかない。それは現実としては重々分かっていますが、それが就

労継続B型で工賃向上というところの数字だけでいくと、本当に必要な支援といったものが提供できていくのかというのは正直課題に思っております。

そういった中から、この指標の中で、生活介護とかは、数字的にはほぼ100%に近い進捗状況に多分なっていると思います。先ほど大石委員さんのほうからお話があったように、自宅でも放課後等でも居宅の訪問児童といったところも、環境は大分整ってきたんですが、やっぱり質の問題であったり、そこをつなぐ計画相談事業所さんの業務量が、半端なく今多くなってきました。担当者会議がある、それから退院カンファレンスがある。そこに、やっぱり家族が高齢化をしていく。そちらのほうの包括の地域連携会議が増えていくといった今のこの状況の中で、適正な計画であったり適正な支援が今後保障されていくのかなというのが、非常に複雑な思いでちょっと見させていただいています。

ただ、やっぱり今環境が大分整ってきましたので、先ほど言ったように、質の保障に——支えるには、やっぱり人の手がどうしても必要です。そこに人材を確保していくため、また人材の質を上げていくために。それは結果、当事者たちが安心・安全な支援を受けていくことにつながるかなと。もちろん答えにはならないんですけど、現実はその大変皆さんあっぷあっぷしているのが、工賃向上も含めて、人への支援というところで今課題があるかなと思っております。

○増田会長 ありがとうございます。

いろいろと具体例を示していただいたところでありますけれども、もし差し支えなければ、この後、幾つか県のほうからコメントをいただければと思います。

その前に、私のほうから1つ、市町のあたりで毎回議論になるのは、福祉避難所も含めた防災に係る障害者の支援が、どうも堂々巡りをしていて、なかなか思うように進捗しない。とりわけ今、先ほど話題になりました強度行動障害等の方々が、本来避難すべきところに避難できないというふうな課題も出ておまして、「では自宅でいいではないか」というふうに開き直るわけにもまいりません。それぞれの市町の温度差も相当あって、このあたり、これからどういうふうに県全体で考えていくのか、いつも気になっているところなので、1か所「地域防災力強化人材」云々というのがありますけれども、それ以外ではほとんど具体にはないところなので、それも含めてコメントをくださればと思います。

今まで出てきた意見は1つずつ申し上げませんが、事務局としてのご感想なりご意見なりをいただけたらと思いますが。

○増井障害者政策課長 障害者政策課でございます。

大石先生から最初にご質問がありました放デイ等の質の問題につきましては、基本的にこの計画につきましては、先ほどもご説明しました、市町等から上がってきた数字の積み上げを圏域でまとめたものとなる予定ですので、質の問題のところについて、どこまで市町のほうでお考えになっているかというところはちょっと分からないんですけれども、障害福祉サービス報酬の見直しを来年度予定しておるところで、漏れ聞くところによると、放デイ等で、実質塾みたいなことをやって児童さんをお預かりしているようなところにつきましては、報酬的に見直しがされるということも伺ってきておるものですから、今後その報酬体系が見直される状況になれば、実際放デイ等もそれではやっていけないということで淘汰されていくのかなと思いますけど、そうすると受け入れる児童が困ってしまうというところもあるかと思うものですから、そこは市町のほうでどういうふうに考えているのかというところを、計画を、9月、来月末に、市町から実際上がってきて、それをヒアリングを行うという予定になっておるものですから、その場で、そこをどういうような考えで計上しているのかというところの確認したいなというふうに思っております。

以上でございます。

○下青木障害福祉課長 障害福祉課長の下青木と申します。この4月から障害福祉課長を務めております。よろしくお願いたします。

私のほうからは、先ほどご質問いただきました、10ページの48番の「発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数」ということですが、これは具体的にいえば、主に発達障害者支援センターが実施している自閉症の支援講座であったり、あるいはかかりつけ医研修ですね。実際に小児科のドクターなどに、発達障害の方を診察するに当たって研修に出ていただくとか、そういったような研修をやっておりますので、その修了者の人数をカウントしております。

そのほかにも、当然発達障害者支援センター等ではそれ以外の研修もやっておりますので、ここに必ずしも反映されているものではありませんが、指標としてはそういうものを用いているところであります。

以上です。

○石田障害者支援局長 障害者支援局長の石田です。貴重なご意見ありがとうございました。

人材の確保や質の担保などについて、先ほど障害者政策課長が説明したとおり、制度的な見直しがされ、そこである程度質の担保を図ろうというのが国の考え方とっております。

それから、県では、重症心身障害、発達障害、強度行動障害などは講座を設けています。一方、富士圏域では、放課後デイサービス事業所で協議会をつくる取組をしている地域もあります。県と各地域の取組を複合的に行っていければ良いと考えています。

それから、施設の人材確保で、ご意見をいただきました。障害独自で人材確保はやっておりません。そこは弱いところだと認識しております。他県の情報なども確認しながら、補強していきたいと思えます。

あとは、防災の関係も、先ほど増田先生からご指摘いただいたとおり、強行や発達障害、重身など一般の避難所では生活できないということで、サマーキャンプなど様々な取組を各地域でやっていただいています。県としましては、そのような好事例を周知するなど、やれるところからまずはやっていきたいと思えました。どうもありがとうございました。

○増田会長 ありがとうございます。

3つの報告についてはこのあたりで収めさせていただきまして、次の報告に移りたいと思えます。

次の議題は、「静岡県医療的ケア児等支援センターの運営状況について」。2つ目が「精神科病院における虐待事案等への対応について」。続きまして「精神保健福祉法の改正について」。そして4つ目ではありますが、「静岡県障害者差別解消条例の施行状況について」。以上4つについて、事務局からご説明をいただきます。よろしくお願いたします。

○下青木障害福祉課長 改めまして、障害福祉課長、下青木と申します。それでは、私のほうから説明をいたします。座って説明させていただきます。

資料の20ページ、資料5をごらんください。

「静岡県医療的ケア児等支援センターの運営状況について」でございます。

1の「要旨」にありますとおり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律というものの制定に伴いまして、本県でも、医療的ケア児及びその家族等を支援するために、令和4年、昨年7月に静岡県医療的ケア児等支援センターを開設いたしました。「医療的ケア児等」という「等」の中には、これまで重症心身障害児の施策にいろい

ろ取り組んできましたので、これらの施策と重層的になるようにというような思いも込めまして「医療的ケア児等支援センター」というふうにしたところでございます。

それから、2の「静岡県医療的ケア児等支援センターの概要」にございますように、委託先として、看護協会さんのほうに委託をして設置をしているところです。令和4年度に看護師2名を配置する体制を取ってございましたけれども、令和5年度から、福祉、教育等の各分野に精通したアドバイザーを新たに配置いたしまして、看護分野以外の福祉分野に関する相談体制を強化したところでございます。

次に、3の「相談実績」にありますとおり、開設から約1年の令和5年6月までの相談件数につきましては94件ございました。

相談者の内訳につきましては、(1)にございますが、ご家族からの相談が27件というふうが一番多くなっておりまして、その次に、事業所とか相談支援の専門員であるとか、あるいは行政とか教員の方からの相談もあったところでございます。

また、21ページに参りまして、相談の内容については、看護であったり学校についてということで、これは「医療的ケアについての看護をどうすればいいか」といったような問合せであるとか、「学校に対する要望とかがあったときに、それをどういうふうに伝えればいいのか」とか、そういったような相談が多かったというふうに聞いているところでございます。

それから、4の「令和5年度の新たな取組」ということでございますけれども、まずは①として出張相談会の開催というのを予定しております。

それから②につきましては、医療従事者向けの障害福祉の研修の開催を予定しております。

それから③といたしまして、医療的ケア児等コーディネーターのネットワークづくりに取り組んでみたいというふうに考えてございます。

また、これらについては、新規で配置しましたアドバイザーの方にもご活躍をいただくこととしております。

出張相談会につきましては、9月から11月にかけて、東部、中部、西部の各地区の特別支援学校、それから病院において開催する予定で、合計6回行なう予定としております。

医療従事者向けの障害福祉事業の研修会につきましては、医療機関や訪問看護ステーションに従事する医療職の方を対象に10月9日に実施する予定としております。

それから、医療的ケア児等コーディネーターのネットワークづくりにつきましては、静岡県医療的ケア児等コーディネーター養成研修者のネットワークの形成及び連携強化に取り組んでまいります。

私からの説明は以上でございます。

○大石精神保健福祉室長 精神保健福祉室の大石と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、「精神科病院における虐待事案等への対応」と「精神保健福祉法の改正」についてご説明させていただきます。資料は、22ページの資料6になります。

昨年末、精神科病院である「ふれあい沼津ホスピタル」及び「ふれあい南伊豆ホスピタル」で発生しました虐待を含む不適切事案に対しまして、精神保健福祉法に基づく実地指導を行なってまいりました。

実施状況につきましては、2つ目の1、「精神保健福祉法に基づく実地指導の概要」のところにありとおりですけれども、(1)の「ふれあい沼津ホスピタル」に対する実地指導では、昨年12月20日から今年の4月14日まで延べ8日間、病院従事者82名と入院患者さん31名の計113名から、入院患者への不適切な処遇の有無などについて聴取をするとともに、関係書類の調査を行なってまいりました。その結果、この表の上段の「事案の概要」にあるとおり、看護職員による入院患者への暴力行為3件を事実認定したところでございます。

(2)の「ふれあい南伊豆ホスピタル」に対しましては、昨年12月28日から今年の3月22日まで延べ7日間、病院従事者66名、入院患者さん6名の計66名から同様の調査を行なってまいりました。その結果、表の上段の「事案の概要」にありますとおり、看護職員による入院患者への不適切な処遇ということで、2件を事実認定したところでございます。

精神保健福祉法の中では、入院患者さんへの処遇において、人権の擁護、あとは個人としての尊厳の尊重が求められているところでございますが、資料の2にありますとおり、これらの事案は、いずれも入院患者の尊厳を傷つける行為であり、精神保健福祉法に抵触する著しく適当でない処遇ということで認定したところでございます。

法に抵触する事実が認められたということから、資料の3にありますとおり、病院に対して、再発防止に向けて入院患者の適切な処遇を確保するため早急に実効性のある措置を講じるよう、改善計画書の提出を求めてまいりました。その内容でございますが、「措置を講ずべき事項」のところにありますとおり、まずは今回の事案が発生した原因

を病院内で検証した上で、患者の人権を侵害する行為の発生を防ぐための実効性のある対策を講じること。さらに、不適切な処遇が発生した場合に早期対応に必要な措置を講じること。これらに関して改善計画を作成するように求めたところでございます。

そして、改善計画書が提出された後の対応としましては、資料の4のところにありますとおり、改善計画が確実に実行されるよう、5月の下旬に各病院を訪問しまして、病院職員や入院患者さんへのヒアリングを通じまして改善計画の実行状況などを確認してまいりました。各病院では、職員への教育ということで接遇研修から疾患研修などといったものの実施が計画されているほか、研修の方法におきましても職員間での意見交換を重視する内容とするなど、こういった見直しが行なわれていることを確認してまいりました。

このほか、年1回定期的に実施しております監査におきまして、引き続き実行状況の確認を行なっているところでございます。

資料23ページに移っていただきまして、5、「虐待等に関する通報等への対応」ということで、今後も虐待に関する情報が入った場合には、必要に応じて臨時の実地指導を行なうこととしております。

このほか、今年度に入りまして、関係機関に対する意識づけということで、市町ですか、病院協会、職能団体、こういったところに対する研修や説明会を実施してきたところでございます。

最後に、資料の7にありますとおり、昨年末、精神保健福祉法の改正が行なわれまして、そのうち虐待防止に関する改正事項を掲載しました。精神科病院の管理者に対しまして、患者に対する虐待を防止するために必要な措置を講じることが求められるほか、病院従事者による虐待を発見した人は、速やかに都道府県または政令市に通報することが義務づけられることとなります。法律の施行は来年の4月からということになりますが、この通報につきましては、法律の施行前ではありますけれども、県内の精神科病院に対して周知をして、徹底するようお願いしているところでございます。

続きまして、資料の24ページからになります。

資料7ということで、「精神保健福祉法の改正」についてご説明いたします。資料は横のペーパーになりますけれども、よろしく申し上げます。

精神保健福祉法の改正につきましては、昨年度末、3月のこの協議会でも説明をさせていただきましては、改めて説明をさせていただきます。

今回の改正法では、精神障害のある方の権利擁護を図ることが打ち出されるとともに、精神科病院における入院制度の改善ですとか、あとは精神障害のある方の地域生活を支援する取組、こういったものを強化する方向性が示されております。

資料の25ページのほうに移りまして、今年の4月から改正され施行されている内容でございます。入院患者さんへの告知に関する見直しといったものが上から2つ目にあるかと思えます。こちらでは、患者さん本人だけではなく、そのご家族にも告知をするといったことになりました。

また、入院患者さん、あと家族の方々に対して、入院措置を取ることと退院請求に関する告知というのは従前からあったんですけれども、これに加えて、入院措置を取る理由。こちらでも告知をするといったことが法改正の中で示されているところがございます。

資料の中で、一番上に「県」とか「市」と書いてありますけれども、「県」とあるのが都道府県と政令市が行なうもの、「市」とあるものは市町村が実施者となるものでございます。

続きまして、資料の26ページに移りまして、こちらは来年の4月から改正される内容についてでございます。

上段の医療保護入院の入院期間の法定化ということで、入院患者の権利擁護を図るための取組を一層推進するためということで、医療保護入院の入院期間。こちらが最大6か月以内ということで規定されております。そして、退院支援委員会の開催など、必要があると判断された場合に限って入院期間の更新ができることになっております。

続きまして、27ページをお開きください。

真ん中の「入院者訪問支援事業」についてですけれども、詳細は30ページをごらんください。

こちらの入院者訪問支援事業ですが、主に市町村長同意の医療保護入院の方ということで、御家族がない、又は疎遠になっている方を対象としたものでございまして、この市町村長同意の医療保護入院の方は、医療機関以外の人との交流が途絶えがちだということで、孤独に陥ったり、退院に向けて前向きな気持ちを持ちにくくなるといった悪循環に陥りやすいということで、この事業の支援対象として選定されているところがございます。

この事業の狙いですが、最下段に書いてありますけれども、入院している対象

の方の自尊心の低下、孤独感、日常の困り事などの解消といったように、入院患者さんの気持ちが前向きになるような支援を行なうことになっております。

県では今後、取組を進めるための会議体を設置しまして、市町や病院などの関係者のご理解、ご協力を得た上で、新たに訪問支援員となる方の募集などを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、32ページのほうをお開きください。

こちらは、A4サイズになっていますけれども、ポスターサイズにして各病院に配付をしているものです。来年の4月から虐待通報の義務化が行なわれるということで、それに向けて、法律の施行前ではございますけれども、県では、病院内に掲示するポスターを作成しまして、病院の従事者や患者さんに対して、意識づけといいますか周知を図っているところでございます。

最下段に記載をしましたがけれども、通報や届出、相談先といったことで、県の障害福祉課の名前をお示しをしているところでございます。

資料29ページのほうにお戻りください。

一番上にあります「自治体の相談支援の対象の見直し」ということで、市町村における相談支援に関する改正も行なわれているところでございます。市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害のある方のほかに、精神保健に課題を抱える方ということで、メンタルヘルス上の課題がある方も市町村の相談支援の対象となるといったことが新たに規定されました。

具体的な内容としましては、31ページに、上段に記載があるとおり、市町村におきましては、自殺対策や虐待、困窮者支援、母子保健など、こういった多岐にわたる業務において、支援対象の方の背景には精神保健上の課題を抱えているといったケースが多くて、実際の支援の中で複合的な課題に直面しているといったことがございます。

こういった課題観のある中で、今回、精神保健福祉法が改正されまして、市町村では、下段に枠で囲ってあるんですけれども、例えば担当者の配置や役割の明確化ですとか、こういった取組を現状求められているといったところになります。こういったものに直ちに市町村が個別に対応するのは、なかなか現実的には難しいとは思いますが。ということもありまして、この市町村における相談支援体制の整備を推進するための検討が厚生労働省の中で行なわれておりまして、この秋頃までには、その方向性が取りまとめられるというふうに聞いているところでございます。こういった報告が出た時点で、また市

町のほうに情報提供していきたいというふうに考えているところでございます。

私からの説明は以上になります。

○増井障害者政策課長 障害者政策課でございます。次に、お手元の資料の36ページをお開きください。

資料8になります。「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行状況」についてご説明いたします。

当初の協議事項でもご説明いたしましたが、本県では、平成29年4月に施行されました、静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例に基づき、差別解消のための施策を進めてまいりました。条例本体につきましては、資料の42ページに参考資料として添付をしております。

まずは、37ページをお開きください。

2の(1)にありますとおり、条例第12条に基づきまして、静岡県障害者差別解消相談窓口を、静岡県社会福祉会に委託をし、平成29年6月から設置をしております。相談の状況につきましては、後ほどご説明いたします。

(2)の条例第13条から19条に定めている助言・あっせんの申立てにつきましては、申立てに至る前に相談窓口で協議・調整をし、解決に至ったことから、昨年度までの実績は0件となっております。

次に(3)条例第20条にあります県民の理解及び関心の増進のための取組についてでございます。周囲にいる人に援助や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及や、駅ホームでの転落防止など、困っている障害のある方を支援する声かけサポーターの養成、合理的配慮の理解を深めるための講演会活動等を行なう団体等に対して助成をする合理的配慮理解促進助成等、合理的配慮の推進のための取組を実施しております。

(4)の第23条につきましては、県民の模範となる、障害に対する理解を深める取組や、障害のある方とない方の交流の機会を拡大する取組等を行なった団体等を表彰し、さらなる差別解消の好事例の共有及び普及を推進しております。

(5)は、第24条に基づきまして、広く県民の意見を反映し、県民と一体となって、障害を理由とする差別解消を推進するため、障害を理由とする差別解消推進県民会議を開催しております。令和2年度から昨年度までは、新型コロナウイルス感染予防のため表彰式のみ実施し、オンラインにて表彰式や事例発表の様子を配信いたしました。今年

度は多くの方にご参加いただけるよう、ただいま準備を進めているところでございます。

以上が、差別解消のためのこれまでの本県の取組となります。

続きまして、「令和4年度障害者差別解消相談窓口の相談状況」について、ご報告させていただきます。

令和4年度の相談件数等につきましては、障害を理由とする差別に関する相談は51件でございました。昨年度に比べて、市町で受けている相談件数が14件増加してございます。

2の分野別に見ますと、「その他」に関する相談が最も多く、次いで「行政」に関するものが多く寄せられております。「その他」に関する相談につきましては、「障害があるために自治会役員を引き受けることが難しいが配慮してもらえない」「障害があることを理由に入居を断われた」といった相談がありました。「行政」につきましては、この後紹介する事例に記載しましたので、後ほどご報告させていただきます。

次に、1枚めくっていただいて39ページをごらんください。

3は、相談件数を発生地域別に集計したものでございます。静岡圏域の件数が最も多く、次いで駿東田方、西部圏域の件数が多くなっております。

5の「相談への対応」についてでございますが、事実確認や対象事業者等との調整、相談者への助言など、窓口職員が解決に向けた働きかけを行っております。このほか、今年度は、窓口での対応として傾聴のみで対応を終えている事例も多くございました。

対応に関する専門的助言が必要な場合も考えられますので、静岡県社会福祉会に委託をしており、専門窓口による市町への助言ということも、今後積極的に活用してもらえよう周知に努めてまいります。

次に、資料40ページをごらんください。

昨年度、相談窓口寄せられた相談事例のうち、一部についてご報告させていただきます。なお、内容につきましては、個別の関係者や関係施設が特定されないよう記載してありますので、ご了承ください。

上段のNo.1につきましては、昨年度末の障害者差別解消支援協議会でもご報告いたしましたが、精神障害を理由に会議の傍聴を認めない趣旨の規定を設けている規則がありました。こちらは対象条項は現在削除されております。

また、県では、各自治体の障害福祉主管課に対し本事案の周知を行ない、同様の内容の規定がある場合には規則の改正等を検討するよう依頼しております。

2番目は、商品販売サービス分野の事例でございます。聴覚障害のある人が保険会社にファックスでの連絡を希望したそうですが、「電話以外対応できない」と拒否され、さらに、契約内容等の説明の際、「手話通訳者を入れて話をしたい」と伝えたところ、それに関しても難色を示されたという事例でございます。

こちらにつきましては、対応した市町の担当者から事業者に連絡を入れ、連絡はファックスで行なうことや、説明の際、手話通訳者の同席も認められたということでございます。

事例につきましては、3、4とございますけれども、時間の都合もありますので、説明のほうを省略させていただきたいと思っております。

事務局からの報告事項の説明は以上でございます。

○増田会長 ありがとうございます。

それでは、今ご報告をいただきました4件について、皆様方からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

時折申し上げることですが、県社協で苦情対応を大分長くやっておるんですけど、件数がいつも増えるような印象を持っています。そして、その中で一番苦々しく思っているのは、多くは障害当事者から苦情が出た場合に、必ず「障害者だからこのような苦情が出るんだ」という妙な原因づけを行なっているところでありまして。よく考えてみると、誰もこのような扱いを受ければ苦情になるだろうと思いつつながら、それを障害を理由として苦情を何か軽く扱ってしまうという、この辺の案件が目立っているような感じがいたしました。

同時に、年に2～3件、重大案件の場合には弁護士さんと現場に参りますけれども、こういった虐待等の重い案件を引き起こした事業者さんのほうに、あまりそういった自覚がないといいたいまいしょうか。こちらから細かく指摘をして、初めてその重大さに気がついていただくというふうな。1時間、2時間そういった時間を過ごして、なおかつ当事者のご家族とのヒアリングまで行なって帰ってまいりますと、いつも帰ってくる車の中では、弁護士さんと2人で「気が重いですね」という、こんな引きずったような感覚を持っております。

今報告をされましたもろもろの中でも、やはり当事者理解という一番基本中の基本がなかなか共有化されていかない。特に精神や発達に関わる理解のなさというのは、虐待等も含めて、何か強くそのような印象を持ちますが、皆様方はいかがでございまいしょう

か。今のご報告に関連してご意見等があればいただければと思いますが、どうでしょうか。特にございませんか。

○山本委員 県手をつなぐ育成会の山本です。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、医療的ケア児等支援センターというのが県のほうにあるということで、ほかは回らないのかなと思っていたら、東・中・西のほうでは計6か所出張相談会をやるということだったんですけれども、この医療的ケア児等コーディネーターさんというのは、県内にどのぐらいいらっしゃるもので、各地域にもいらっしゃるものかということをお聞きしたいんですけれども。

○増田会長 では、数字のことですので、課長さんのほうから。

○下青木障害福祉課長 障害福祉課長、下青木ですけれども、医療的ケア児等コーディネーターというのは、平成30年度から実施しておりまして、令和4年度までで合計で292人養成をしております。

相談支援事業所さんなどに配置されている方が結構いらっしゃるというふう聞いておりますので、配置としては、令和5年度であれば、例えば熱海伊東圏域であれば9人の方であるとか、駿東田方圏域であれば17人の方であるとか、富士地域であれば10人の方といったような数字は、一応計画として持っているところでございます。

○増田会長 僭越ながら、直接関わっているものですから、私のほうから若干コメントしたほうがよからうというふうに思います。

この法律ができてから、とりわけこのコーディネーターの養成に県内でも熱心に取り組んでいただいています。今300ほどの数で、それ以前には、実はケアマネジャーという形で重症心身障害児者の支援に携わる相談支援体制を整えてまいりました。このコーディネーター研修を受けていただくと事業所のほうにも一定の成果があるものですから、受講していただくんですが、悩みは、このコーディネーターさんが300もいながら、その姿がなかなか見えないというところです。だから、山本様が今おっしゃったように、「どこにいるんですか。何をしていますか」と言われたときに、実際コーディネーターさんの姿が、ご専門のお立場から見ても見えないんだというのが今悩みの種です。

ですから、ここにも報告がありますように、支援センターができまして、看護協会がこれを担ってくださっておりますが、今年度から来年度にかけても、さらにこのコーディネーターの存在感をもっとしっかりと見える化していこうではないかという取組に今かかっているところであります。まずは、このキーパーソンといたしましょうか。このセ

ンターができたことで、様々な研修の統一感というか一体感が生まれてきて、ここしばらくのプログラムを見ても、本当にたくさんの準備をしていただいています。幸いにして、静岡県の皆様方は、この様々な研修を組んでおりましても、支援者研修といったような他県にはないような研修も組んでいるんですが、大変参加者が多くて、関心度がかなり高い状態で今日まで維持されてきたというふうに思っています。

今ご質問くださいましたように、要はコーディネーターさんが、1つの地域の、あるいは圏域のキーパーソンとして働いてくださるといふ、そこがしっかりと共有化されて見える化していかない限り、実は以前から静岡県の特徴として、こういった医療的なケアが必要な子供さんは、伊豆半島の賀茂圏域からこども病院まで車を飛ばしてこなかったらなかなか安心ができないというふうな状況の改善につながってなくて、できれば地域の情報を地域でしっかりと共有していただいて、地域で起こったニーズに対しては適切に対応ができるような体制を組みたいというのが、静岡県のこれまでの長い取組の1つのポイントであったというふうに思います。これからは、その中身や質をどう担保していくのかということに注力をされていくんだらうというふうに思いますので、ぜひまた山本様、あるいは皆様方のお力添えをいただけたらと思っています。

私が宣伝するのは変ですけど、関わっておりますので、少しご説明を加えさせていただきます。そのあたりでよろしかったでしょうか。

○大石委員 大石です。

医療的ケアの必要な子供さんたちの、保育園や幼稚園、学校での受入れというのが公になったわけですがけれども、ちよくちよくそんな取組、動きがあるよという話は聞いているんですが、県のほうとして、どのぐらい具体的な数として把握されているのか。その辺の進行状況がもしお分かりになるようでしたら教えてください。

○増田会長 もし事務局でお分かりになるようであれば、お教えくださればと思います。

○下青木障害福祉課長 障害福祉課長の下青木です。

ごめんなさい。具体的な数というのはちょっと申し上げられないんですがけれども、例えば磐田市さんでも、今年度から、市内の幼稚園であるとか保育所で、未就学のお子さん、医療的ケアを持った方を受け入れるために、訪問看護ステーションから看護師の派遣を受けて、できるだけ受け入れていくといったような取組をされていますし、たしか藤枝市さんなんかもやっぺらっぺらと。

あと、障害福祉の施策ではなくて保育のほうの施策で、障害のあるお子さんを保育す

るために雇った人件費を補助するといったような事業も国の事業でやっております、そういうのを活用して保育士を配置しているところもあるというふうには聞いております。

ごめんなさい。数はちょっと今お示しはできませんけれども、県内に幾つかあったと思いますので、徐々に広がってきているのかなというふうには感じているところです。

ちなみに、磐田市が事業を行なうに当たっては、県の医療的ケア児等支援センターに事前にご相談があったということで、センターのほうでも市内の訪問看護ステーション等を幾つかご紹介をして、それが事業につながったということで、お礼の連絡があったというようなことも聞いているところであります。

以上でございます。

○増田会長 僭越ながら、また追加なんですけれども、このセンターの企画の中で、今、教育と医療、医療と福祉をどういうふうにしかりとつないでいくのかということで、今年度、教育委員会のご協力も得て、新たな研修「そういったプロジェクトを進めていこうではないか」という動きがございます。何よりも、福祉と医療だけではなくて、そこに教育が加わってくださることで、こういった医療的なケアを必要とする子供さんたちの相互理解と、それから受入れの体制を整えていくようなきっかけができるのではないかとこのように思って、そういった研修等も含めたプロジェクトを進めているというふうに思います。このあたりは、今年度の新しい企画の1つであるというふうに思います。

そのほか、いかがでしょうか。2つ目の4件のご報告についても、いろいろと意見をいただくことができました。ありがとうございました。

それでは、協議題、それから報告について、たくさんのご意見を賜りました。本当にありがとうございました。おおむね予定しております時間となりましたので、このあたりで全ての次第を終えさせていただきたいと存じます。

それでは進行を事務局にお返しいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○市川障害者政策課課長代理 増田会長、どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして令和5年度第1回静岡県障害者施策推進協議会及び第1回静岡県障害者差別解消支援協議会を閉会いたします。

皆様には、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。皆様からいただきましたご意見につきましては、今後の施策に生かしていきたいと考えており

ます。

今年度は障害福祉計画の策定年度でございまして、あと2回開催を予定しておるところでございます。先日、委員の皆様には日程調整のためのご連絡をさせていただいたところでございます。その結果につきましては、遅くとも今月中には委員の皆様にもメールにてご連絡いたしますので、何とぞよろしくお願いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時23分閉会